

## 青谷町戦没者慰霊祭事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青谷町戦没者慰霊祭事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、戦没者を慰霊し、遺族の心情に配慮するとともに恒久平和を実現する市民意識の向上を図ることを目的として、青谷町遺族会が行う青谷町戦没者慰霊祭事業（以下「補助対象事業」という。）に補助金を交付するものとする。

### (補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

- (1) 報償費
- (2) 需用費（食糧費を除く。）
- (3) 役務費
- (4) 委託料
- (5) 使用料及び賃借料

### (補助金の額等)

第4条 本補助金は、補助対象経費の総額に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、事業計画書及び収支予算書を添付して事業着手の前までに行わなければならない。

### (交付時期)

第6条 本補助金は、事業の運営が円滑に行われるよう、規則第11条第1項ただし書の規定によりその全部又は一部を概算払により交付できるものとする。

### (実績報告)

第7条 規則第12条に定める実績報告は、事業報告書、収支決算書、帳簿の写し、預貯金通帳の写し及び第3条に規定する経費に係る支出証票の写しを添付して、本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

(検査)

第8条 規則第18条の規定により、本補助金に係る検査を行うものとする。この場合、検査員は、検査を行ったときは速やかに調書(様式第1号)を作成し、市長に復命しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、市福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月12日から施行し、平成17年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年5月25日から施行し、平成18年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年9月29日から施行し、令和5年度補助金から適用する。